

厚生委員會議錄 第七号

昭和二十七年十二月十八日(木曜日)

午後一時四十二分開議

出席委員

委員長 平野 三郎君
理事 大石 武一君 理事 野澤 清人君
理事 山下 春江君 理事 堤 ツルヨ君
理事 長谷川 保君

池田 清君 勝俣 稔君
加藤 鐵五郎君 永山 忠則君
日高 忠男君 平澤 長吉君
吉江 勝保君 亘 四郎君
高橋 禎一君 岡部 周治君
島上 善五郎君 柳田 秀一君
只野 直三郎君

出席政府委員

厚生事務官(医務局長) 高田 浩運君
厚生事務官(引揚援護局長) 田邊 繁雄君
厚生技官(医務局長) 曾田 長宗君
委員外の出席者

議員 明禮輝三郎君
衆議院法制局參事(第二部長) 鮫島 眞男君
專門員 川井 章知君
專門員 引地 亮太郎君
專門員 山本 正世君

十二月十七日

委員中馬辰猪君辭任につき、その補欠として池田清君が議長の名で委員に選任された。

十二月十七日

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部

第一類 第八号

厚生委員會議錄第七号 昭和二十七年十二月十八日

を改正する法律案(明禮輝三郎君外九名提出、衆法第一六号)

同月十六日

清掃施設整備に對する財源措置に關する請願(横川重次君外三名紹介)

(第一〇四二号)

同(島上善五郎君外一名紹介)(第一〇八六号)

同(平野三郎君外五名紹介)(第一〇八七号)

同(大泉寛三君紹介)(第一〇八八号)

乙種看護婦養成所存置に關する請願(勝俣稔君紹介)(第一〇八四号)

元満洲開拓犠牲者遺族等の援護に關する請願(平野三郎君紹介)(第一一四四号)

母子福祉法制定の請願外二十二件(小西寅松君外二名紹介)(第一一四五号)

戦傷病者援護に關する請願(山下春江君紹介)(第一一四六号)

国立病院、療養所の看護婦増員に關する請願(柳田秀一君紹介)(第一一四八号)

アフター・ケア施設設置に關する請願(柳田秀一君紹介)(第一二四九号)

国立療養所における給食費増額の請願(並木芳雄君紹介)(第一二五〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二五一号)

健康保険療養給付期間延長に關する請願(山下春江君紹介)(第一二五二号)

同月十八日

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔

道整復師法の一部を改正する法律案に關する請願(堤ツルヨ君紹介)(第一二三五号)

医療扶助安定のための措置並びに国庫補助増額に關する請願(三宅正一君紹介)(第一二三六号)

立川市の水道施設整備促進に關する請願(山花秀雄君紹介)(第一二三七号)

願予防法の一部改正等に關する請願(大塚唯男君紹介)(第一二三八号)

国立病院、療養所の看護婦増員に關する請願(長谷川保君紹介)(第一二二九号)

国立公園施設整備に關する請願(吉江勝保君紹介)(第一二四〇号)

旧南洋群島官民戦没者遺族に對し戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用に關する請願(川島正次郎君紹介)(第一二四一号)

母子福祉法制定の請願(木村公平君紹介)(第一二四二号)

同(牧野三郎君紹介)(第一二四三号)

同(牧野三郎君紹介)(第一二四四号)

同(大野伴睦君紹介)(第一二四五号)

未復員者給与法の適用患者に生活扶助料支給に關する請願(三宅正一君紹介)(第一二四六号)

同(石野久男君紹介)(第一二四五号)

アフター・ケア施設設置に關する請願(長谷川保君外一名紹介)(第一二四四号)

同(内藤隆君紹介)(第一二四九号)

同(平野三郎君紹介)(第一四三八号)

生活保護法の改正等に關する請願

(長谷川保君外一名紹介)(第一二四五号)

同(平野三郎君紹介)(第一四三七号)

国立療養所等の給食費増額の請願(長谷川保君外一名紹介)(第一二四六号)

同(平野三郎君紹介)(第一四四二号)

日雇健康保険の確立に關する請願(八木一男君紹介)(第一二四七号)

国立療養所における給食費増額の請願(石野久男君紹介)(第一二五二号)

健康保険療養給付期間延長に關する請願(長谷川保君外一名紹介)(第一二五三号)

同(石野久男君紹介)(第一二五四号)

同(平野三郎君紹介)(第一四三九号)

生活保護法による生活扶助料引上げに關する請願(石野久男君紹介)(第一二五六号)

塩釜港に検疫所設置に關する請願(佐々木更三君紹介)(第一二六四号)

自然公園候補地の指定促進に關する請願(吉江勝保君紹介)(第一二八二号)

国立公園及び国立公園管理強化に關する請願(吉江勝保君紹介)(第一二八三号)

自然風景の保護に關する請願(吉江勝保君紹介)(第一二八四号)

慰安謝金増額に關する請願(赤城宗徳君紹介)(第一二八五号)

戦傷病者援護に關する請願(長谷川保君紹介)(第一三四三三三)

清掃施設整備に對する財源措置に關する請願(首藤新八君外一名紹介)

(第一三四四号)

社会福祉事業振興に關する請願(平野三郎君紹介)(第一三四五号)

医療給付費の二割以上国庫負担に關する請願(風見章君紹介)(第一三四六号)

未復員者給与法の適用患者に生活扶助料支給等に關する請願(猪俣浩三君紹介)(第一三四七号)

未帰還抑留者及び留守家族救護法制定に關する請願(村上勇君紹介)(第一三四八号)

同(松野頼三君紹介)(第一三四九号)

同(首藤新八君紹介)(第一三五〇号)

理容師美容師法の一部改正反對に關する請願(今村忠助君紹介)(第一四四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十六日

国民健康保険事業を強制制度とする

こと等に關する陳情書外百十六件

(熊本県国民健康保険団体連合会理事長吉村運蔵外百十六名)(第八五一号)

同外三十三件(宮崎県北諸郡郡山之口村長伊勢清二外三十三名)(第八五二号)

同(福岡県国民健康保険団体連合会理事長守田道隆)(第八五三三三)

国民健康保険給付費に對する二割国庫補助の実現に關する陳情書(厚生省指定国民健康保険団体協議会長石川金蔵)(第八五四四)

国民健康保険再建整備資金貸付法による貸付条件緩和の陳情書(鹿児島

市議會議長新川近義(第八五五号)遺族補償に關する陳情書(群馬県議會議長金子金八)(第八五六号)戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正に關する陳情書(香川県小豆郡池田町大字池田小西角治)(第八五七号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療ニツクス線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)(參議院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(明禮輝三郎君外九名提出、衆法第一六号)

○平野委員長 これより會議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提案者より趣旨の説明を聴取したいと思います。明禮輝三郎君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(在職期間、公務傷病等に関する特例) (昭和二十七年九月一日以後)

おいて、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかつたときは、この法律の適用については、軍人軍属が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

○明禮輝三郎君 ただいま提案となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

終戦後軍人軍属が内地に帰還いたしまするや、その上陸地におきまして復員手続を終了した後に帰郷せしめておつたのであります。しかしその帰郷の途中で自己の責めに帰すべからざる事故によりまして死にましたり、または傷を受け、もしくは病氣にかかるような事例が起つてゐるのであります。たとえば済州島第五十八軍隷下を離れまして、昭和二十年十月二十五日佐世保港に上陸いたしました復員部隊のうち、四国方面へ帰ります二百数十名の軍人軍属が、同年の十一月五日に佐世保を出発いたしました。翌六日朝七時十分ころ尾道から第十東予丸に乗船いたしましたのであります。ところがたまたま天候が非常に悪くなりまして、愛媛県越智郡伯方町の六ツ瀬という灘にさしかつた際、猛烈な突風に襲われまして、その第十東予丸は午前九時二十五分ころ転覆いたしましたのであります。このために遂に乗客三百九十六名が遭難溺死するに至つた事件がございます。

ます。これらの人々は形式的にはすでに復員が完了いたしておりますため、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条にいわゆる未復員の状態を離れております関係上、同法の適用外に置かれまして、何らの援護を受けることができません。まことに気の毒な事情でございます。内地に帰還したとはいへ、いまだ郷里に帰着していない以上は、實質的に見て未復員の状態にあるといつてもさしつかえないのでございます。ことに全然自己の責めに帰すべからざる事由に基く原因で死亡、傷病等の災害を受けたこれらの人々及びその遺族等が、復員手続完了という単なる形式的な理由によりまして、他の一般戦傷病者戦没者遺族等と差別的な取扱ひを受けることは、まったく理解に苦しむところでございます。本件のごとき場合におきまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法を拡張いたしまして援護の措置を受けしむるために、本改正法律案を提出することが最も急務と信ずる次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望してやまない次第でございます。

○平野委員長 これにて提案理由の説明を終りました。本案について御質疑がございますか。

○高橋(順)委員 これは政府の方へお尋ねするのですが、ただいま提案者が説明中に引用された第十東予丸に乗船して死亡された方々に対しては、これまで国家としては何らの弔慰あるいは救済、援護といったようなことはなされておらなかったのですか、どうですか。

るものでありますので、今日まで弔慰金等の措置をとつておらないと思ひます。

○高橋(順)委員 これは提案者からでもあるいは政府からでも適宜お答え願へばいいのですが、この案の「遅滞なく帰郷する」云々の、この「遅滞なく」というのはどのように解釈すべきものであるか、その点をお答え願ひたいと思ひます。

○敍島説明員 「遅滞なく」と申しますのは、復員の事務が終了いたしました後に、自分の私用でどこか途中へ立ち寄る。そうして立ち寄つて用事が済んだから郷里に帰る、そういう場合もございまして、あるいは復員の事務が終了いたしました、そのまゝで何となくいいますと、一番テレビカルな例をとりますと、やはり今までと同じような行動をとつて、部隊行動のような団体行動をとつて、そのまゝ帰つて行くという両方の場合があり得るわけでございますが、今後援護しなければならぬと申しますのは、復員しまして、そのまゝで郷里に帰るといふのを救ふ必要があるのではないか、といひますのは、その復員という觀念が、上陸地におきまして復員事務が終了するといふことで、復員が完了するといふことに取扱い上なつておるのでございまして、それは常識的に申しますと狭きに失するもので、むしろ復員が済んでそのまゝで郷里へ帰るときに、復員の觀念というのを常識的に拡張してもいいんじゃないか、そういうような考慮から出ましたので、「遅滞なく」という言葉を入れたわけです。

○高橋(順)委員 そういたしますと、提案者がせつかく御心配になつておる

この第十東予丸の場合には、この「遅滞なく」ということに該当して救われることになるわけですね。

○明禮輝三郎君 先ほど提案理由の中に申しました通り、この部隊は十月二十五日に佐世保に帰りましたが、いろいろ復員事務をやつて整理をやつております間が十一月五日までかかりまして、一人生き残つておる人がございまして、その人から私が聞きましてこのようにいたしますと、この部隊は先任者が引率いたしました十一月五日の晩に立つたわけでございます。汽車賃などのようなものも無料証明書を使つて、軍装のまゝみんな一緒にずつと帰つたといふことでございますので、もちろんその死んだ人々は、復員といふことは自分の家へ帰るまでまだ済んでいないつもりで、その道すがらはずべて復員の途中にある軍人、軍属そのまゝの姿でおつたと思ひます。こういう点からいたしまして、これはもちろんその部隊といひますと、上官の指揮を受けて動いたのじやないかと存じます。

○高橋(順)委員 政府にお尋ねしたいのですが、ただいま提案者の説明によりますと、第十東予丸に乗船しておつて死亡した方は、この法律案が法律となれば救済できる、こういう御意見のようですが、政府においてはこの法案が法律となりました場合に、その運用上当然第十東予丸に乗船して死亡した人たちは救ひ得るといふ御見解かどうか、そこをはつきりお伺ひしたい。

○田邊政府委員 第十東予丸に乗船して遭難死亡された方々は、軍人軍属が海外から帰還し、復員後遅滞なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中に、おいて負傷したまたは疾病にかつて、

そのためになくなられたということに該当すると思います。その死亡した原因も、今私どもが手に入れております資料等によりますれば、自己の責めに帰すべからざる事由によつて負傷しました疾病にかかつた方だと、目下のところ考えられる次第でございます。

○高橋(議)委員　これは当局において御調査がすでにあるかと思うのです。が、提案者の引用されたこの第十束手引の例、こういう事件を除いて、大体これに類似するもので、今問題になつておられます法律案の施行によつて救済される者はどの程度あるか、あゝいはないのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○田邊政府委員 お答えいたします。このために特別に調査したことはないのをごいまして、正確なことは申し上げられませんが、大体ないのではないかと思っておりますが、二、三あるような話もちよつと聞いておりますので、場合によりましては第十東予九以外にも、これに該当するものがあり得るかと考えております。

○高橋（副委員）これは提案者あるいは法制局からでも、どなたからでもいいのですが、「自己の責に帰すること」ができない事由により」云々とあるのですが、たとえば帰郷中に自動車事故で負傷したり、あるいは疾病にかかったり、あるいは死亡したというような場合でも、この案によつて救済されるわけなんですか、どうですか。

○**穀盧説明員** 今度の改正法案につきまして、「自己の責に帰することができない事由」という言葉がございますがそれは現行法の第四条の第二項に、ちようどこの同じ言葉があるのでござい

まして、実はそれと同じ言葉を使つたのでございます。そこで第四条第二項におきます「自己の責に帰することができない事由」といいますのは、この「法文にもございますように、軍人軍属

が昭和二十年九月二日以後といふのでございまして、もう軍人軍属としての本来の公務が考えられなくなつてからのことでございますので、そういう自己の責めに帰することができない事由というふうに使つたのでございまして、これは第四条第一項の規定とを比較いたしますと、自己の責めに帰することができない事由というのは、それが軍人軍属であつたならば、その公務と見られるような場合、あるいはその公務

軍人軍醫という特別の事情に關通して生じたような事故、そういうふうな考へられる場合を意味するというふうな第四条第二項で解釈されておりますので、本件の場合もそういうふうな解釈すべきではないか。ですからお尋ねの場合も、ただちにそれが今度の改正法案でいいます自己の責めに帰することゝできない事由に該当するかどうか、

判断いたしませんと、そのいづれというものはやはり具体的な案件によつて異なるかと思ひます。

○高橋(穂)委員 公平の観念からいいたすものと、この法律案に規定して救済されようとしておる人たちと大体同様な立場にあると考えられますのは、ちやうど召集を受けて入隊する以

前、自分の居住地から入隊地に旅行しておるその間において、大体この法律案の条件と同じような、もしくはそれに類似したようなことによつて負傷し、疾病にかかり、あるいは死亡した

というような者も救済しなければなら
ないと思ふのでありますが、これ
を救済することに關して政府当局のお
考えをこの際伺つておきたいと思いま
す。

○田邊政府委員　軍人軍属が退職した後においての事故について援護をするということにいたしました場合に、公平の見地から、入営または召集途上において、同様に自己の責めに帰すべからざる事由によつて災難にあつた方に対してしても、同じような援護の手を差延べるべきじやないかという御意見につきましては、まづたく同感に考へております。ただ援護法は恩給たびたび申し上げますように、軍人の恩給

を回復するまでの暫定措置という建前をとつておりますので、すべての建前を恩給法の公務及び軍人というものに限つております。また遺族の範囲もできるだけ可能な限り恩給法の遺族に合せておるような次第でございます。軍人が公務のために疾病にかかりまたは死亡した場合において、恩給法によつて国家が補償するという建前をとつておることは、國民が補償するものと

ておりますので、國家が有償とするという建前をとる以上、恩給法において自分が軍人軍属である限り、同様に取扱われるのではないかと考えております。現在までのところ、恩給法では入営または召集途上の方々に對しましては、恩給法の適用はないように承知いたしておる次第でございます。

○高橋(委員) 大体ただいまのお答

えを私が引用いたしました事例の場合には、政府当局においてこれを救済しなければならぬというお考えがおありになるというふうに理解いたしました。私の質問を終わります。

疾病にかかったときというのはどういう意味ですか、提案者から承りたい。帰郷してから二日目に病氣になった。疾病の種類によつてはそこですかつた

ものと見なしてくださればいいのです
が、腸チフスのような病氣にかかつた
ときには、発病はそのあとになりま
すけれども、船の中で熱が出なかつた
らしいけないというようなことでは、ち
よつとその辺が違ふのじやないかと思
います。

○明禪釋三郎君　この法律はけがをい
たしましたり、疾病にかかつたとい
うことで結んでございますが、その前
であります「自己の責に帰することが
あります」といふこと、

きない事由により」といふことで拒絶してございますので、そういう病氣も自己の責めに帰すべきものでない限り、病氣になつたり、けがをしたり、――もう一つ、死んだ場合は書いてありますので、死んだ場合もやはり救われるものであらうと私は考えます。

○**勝俣委員** 政府当局にお伺ひいたします。おそらく提案者の方は、疾病に

かかつたという意味合いか。春の養生の意味がよくおわかりにならぬのじやないか。船の中で食事なんかによつて疾病にかかつた。しかし発病はしておられない。うちへ歸つて来てから発病した。潜伏期は五日である。あとで発病になつても、その人は入るだらうと思ふのですが、政府当局から御答弁を願ひます。

○田邊政務委員　旅行中に発病しなくとも、旅行中に疾病に感染したということでありますれば、その限りにおいては、むしろ対象になるわけでありま
す。疾病にかかった原因が、自己の責

うことによつて、法律の対象になるかならぬかがきまつて来ます。

○平野委員長 他に御質疑がありませんか。――他に御質疑もないようであ

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○平野委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

次に本案の討論に入りますが、別に討論の通告もありませんので、これを省略し、ただちに採決に入るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○平野委員長 御異議なしと認め、本案の討論は省略し、これより戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○平野委員長 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決、これをもちまして。

○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

ん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案を議題といたし、その審議を進めます。この際本案に関し

政府より発言を求められております。これを許します。政府委員曾田医務局長。

○曾田政府委員 本案につきましては、前会から御審議を願つたのであります。御承知のように高等学校卒業生あるいはそのほか大学に入学する資格を持つております者については、は、きゆう、柔道整復の学校または養成施設における修業年限を二年以上というふうに最低限を短縮するという案でございます。

問題となりました点は あんま、は
り、きゆうといったようなものの中
ち、幾つかのものをあわせて修業いた
します場合に、二年では短か過ぎはせ
ぬかというような問題が出ておつたの
でございます。いろ／＼と各方面の意
見も十分にたたきまして、慎重にさら
に考慮いたしました結果、ここにはは
いろ／＼と問題が残つておるようでは

でございますけれども、厚生省にあんま、はり、きゆう、柔道整復審議会と
いうような機関も備わっておりますの
で、本法律に基きまして省令を出しま
す場合に、具体的に併科修業の場合に
は何年といたすかというようなこと
は、その審議会の意見をも十分徴しま
して確定したいというふうに考え
ております。この法律といたしまして
は、この原案通りにしていただきたい
というふうに考えておるわけでござい
ます。

○平野委員長 御質疑はございせんか。

○長谷川（保）委員 この前の厚生委員会で御質問を申し上げたのであります。が、清眼者を主といたしまする養成所の実情について、その後御調査いただ

いたでありましょうか。

○高田(港)政務委員 主として清眼者を対象としております厚生大臣の認定しました養成施設は、柔道整備の分を含めまして全国に七箇所でございます。これらはいずれもこれらの学校に關します施設の認定規則という省令がございまして、それに基準がございまして、その基準に適合しているかどうかというのを精査の上認定をいたした

次第でございまして、その後の監督につきましては、都道府県の衛生部を通じて監督している実情であります。これらの養成施設について、この前いろいろお話がございましたが、今申し上げました規則のいろ／＼な規格に適合しているというふうには承知いたしておるのでございますけれども、なお細目の点につきましては十分今後監督に

勢めて行きたいと考えております。
 ○長谷川保委員 私がこの前御質問
 申し上げましたのは、ただそういうこ
 とをお調べいただくということではな
 いに、その中に相当いかがわしいもの
 があるということが、私の方の調査で
 想像せられるわけでありまして。この前

準は一応形式的には整備してございすけれども、実際にござましては、昼間働いておる清眼者たちが夜寝りまして、より簡単にこそ／＼といわば教えてもらうという程度、従つてまた事実その単位時間をはたしてやつてゐるかどうかということ、ずいぶんあふなつかしいものであり、中にはそれもほとんどろくにやらなくて、資格の証明書と申しまするか、そういうものを金で売買ができるというような実情もな

きにしもあらず、こういうふうなことを

を私どもの方では実は耳にいたしておるのであります。そういうようなことであります。私が一番心配いたしましたのは、盲人の方々はいやおうなしに盲聾学校に二年なり三年なりあるいは四年なり通つて、そして実習もあるいは教授の方も単位時間をきつちりやうということでありませうけれども、清眼者の方はそうではありませんか、

きわめて楽にその資格を得ることになります。そういたしますれば、これは、非常な、たださき肉体のハンディキャップのありますところへ持つて行つて、なおハンディキャップができる、従いまして清眼者の方々が盲人の方々の職業、職域をどん／＼冒して参りまして、盲人の方々がいよく生活の困難なところへ、入られざるを専らなす

て、この点よほど考へて、むしろ盲人の方々が職業を得るによりやすい方法をやつてあげなければ、盲人は独立生活ができないなる、こういうことを心配しておるのです。私はその学校の実情がどうであるかということ承つておるので、基準に合つていないとか、基

準に合っているとかを承つていないのです。許可すれば基準に合わせるにきまつておるのであります。実情が今日非常にどんなであるか、盲人の方々に非常に不利益になつて行くのではないか、そういう実情について伺いたいのです。

○高田(浩)政府委員　ただいま申し上げましたように、養成所の施設についての監督は都道府県知事を通じてやつておるのでございますが、今お話になりましたような規則に違反をしたようになきわめていかがわしいことをやつて

いるということについては、報告を受

取つておりません。しかし具体的なさういう疑わしいことが考えられるといふたしますれば、都道府県を通じてさらに監督を厳にいたしまして、間違ひのないようにいたしたいと思ひます。

なお念のために申し上げておきますが、失明者を対象としたしておりますいわゆる盲学校以外の厚生大臣の認定しました養成施設が全国に六箇所ござ

いまして、盲学校以外は全部盲人を
対象としたしておるというわけでない
ことを御了承いただきたいと思いま
す。

○長谷川（保）委員　盲人を主として
対象としたしております。養成所は
どこ／＼にあるかわかりでございま
すか。

○飯田（浩）政務委員　具体的な名前を

持ち合せておりませんので、後刻調べて申し上げます。

○長谷川 保 委員 都道府県別にはわかりませんか。

○高田 (浩) 政府委員 ちよつと書類がまぎれ込みまして今見つかりませんので、あとで申し上げます。

○長谷川 (保) 委員 私聞るところでは

地方にもありますが、東京に数箇所あるということを知っております。遠くにあるものならば日がないということも言えますが、すでに先日の委員会でこの点を申し上げてあるのでありますから、どうか至急お調べをいただきましたのであります。すみやかにこの法律を採決に移したいと思っております私どもの考え方に對しまして、そういうことでこれが遅れることは残念でありまして、どうか至急お調べをいただきたいのであります。この点が盲人保護

の道に行けるかどうか、この法律の非

常な重大な点であると私は思ふのであります。どうかその点をこの次までに至急お調べをいただきますように、この点につきましては質問を一応終了します。

なお次に質問いたしたのであります。が、先般中途失明者のことで問題が出しましたが、その中途失明者数及びその学歴についてお調べいただくように

お願いしてあるはずであります。その数が大体おわかりであります。

○高田(浩)政府委員　御承知のように私の方は保健衛生という立場からこういつた仕事の関係を取扱っております関係上、いろいろ言人についての全般的な統計その他の行政をあずかつておりません。関係上、的確な材料が整わないことは非常に残念でございますが、

以前におきます中途失明者とそれからその他のいわゆる一般の失明者との数の比を基礎にいたしまして、今日における中途失明者の数を算定いたし、なお戦争によります傷病による失明者をそれに加えまして計算いたしますと、約八万が中途失明者と見られるのであります。これらの者の学歴につき

ましては、私のところにも、それからその関係の盲人の福祉の関係を主として担当しております主務局においても、現在のとこらないのでありますが、かつてずつと以前に調べられました統計によりますと、もちろん大部分は小学校を出た者、これが約九六%を占めておりまして、あと大学が〇・二%、専門学校が〇・四%、中等学校が二・七%、大体そういうた数字になっているのでございます。もちろんこれは以前の数字でございます。今日においては教

育制度の改革、その他一般文化の進歩に伴いまして、上級学校の比率が、あるいは多少増加しているかと思ひますが、この点さういふことになつておりますので、御了承を願ひます。

○長谷川(保)委員 この法案の改正の理由の中に、中途失明者を救うという大きな目標があるようであります。そこで大学入学の資格を持つておる人の数が一体どれくらいあるかというようなことを調べますことが、この法案改正によつて盲人と中途失明者をほんとうに救ふことになるか、それともまた職業を消眼者に奪われる結果になるかという大きな項目にあると思ふ。こういう点を、最近のものを知りたいと思ひますから、できるだけさういふものを御整理願ひたいと思ひます。

それから次に傷痍軍人の光明寮に入つております入寮者の方々は、常にいわばからだをさすつてこの修練をする期間が非常に長いのであります。長い時間を持つことが出来るわけでありますが、さういふものについてやはり特別の処置を講ずる必要があると思ふのです。すでに時間もないようでありませんが、さういふところに入つております人の人数はわかりましようか。またその学歴はわかりましようか。そのことを伺ひたいのであります。

○高田(清)政府委員 国立の光明寮が全国に三箇所あるわけであります。そのほかにまたこれと同じような、いわば中途失明者を対象といたしております養成施設が府県立で一箇所、私立で三箇所。これの在学者は約二百三十人ということになつております。これらの者の学歴別につきましてはただいま持ち合せておりません。

○平野委員長 間もなく本会議も始まる模様でございますので、質疑は次会に續行することとし、本日はこれをもつて散会いたします。
次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時二十二分散会

〔参照〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律案(青柳一郎君外二十五名提出)に関する報告書

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(明禮輝三郎君外九名提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十七年十二月二十日印刷

昭和二十七年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局